

別紙 6

“高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

改 正 案	現 行
<p>(領収証等の交付)</p> <p>第五条の二 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するに当たつては、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を<u>無償</u>で交付しなければならない。</p> <p>(診療の具体的方針)</p> <p>第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 投薬</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 投薬を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。</p>	<p>(領収証等の交付)</p> <p>第五条の二 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項の場合において患者から求められたときは、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</p> <p>(診療の具体的方針)</p> <p>第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 投薬</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 投薬を行うに当たつては、後発医薬品の使用を<u>考慮するよう努めなければ</u>ならない。</p>
	1

ホ～ト (略)

四～八 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 投薬

イ～ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。

ホ・ヘ (略)

四～九 (略)

(領収証の交付)

第二十六条の五 (略)

2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するに当たつては、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

ホ～ト (略)

四～八 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 投薬

イ～ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ホ・ヘ (略)

四～九 (略)

(領収証の交付)

第二十六条の五 (略)